

## 個人番号（マイナンバー）に関連する本人確認（神戸市税関連に限る）について

個人番号（マイナンバー）に関連するお手続きについて、下記の（１）番号確認書類と（２）身元確認書類にて、本人確認を行いますのでご用意ください。

### 1. 本人が窓口で提出する場合

#### (1) 番号確認書類

下表のうちいずれか1つをご用意ください。

原則としてその場で返却いたしますので、原本をご提示ください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード（裏面）    ・通知カード    ・個人番号が記載された住民票の写し</li> <li>・個人番号が記載された住民票記載事項証明書</li> </ul>		
上記が困難と認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官公署または番号法の規定により個人番号を扱う者が発行または発給をした書類</li> </ul>	(1)個人番号 (2)氏名 (3)生年月日または住所の3つとも記載があるもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る）</li> <li>・国外転出者に還付される個人番号カード</li> <li>・国外転出者に還付される通知カード</li> </ul>		

#### (2) 身元確認書類

下表のうちいずれか1つをご用意ください。

原則としてその場で返却いたしますので、原本をご提示ください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード（表面）    ・運転免許証    ・運転経歴証明書    ・旅券    ・身体障害者手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳    ・療育手帳    ・在留カード    ・特別永住者証明書</li> <li>・税理士証票で、提示時において有効なもの</li> </ul>		
写真付きの	学生証  法人または官公署が発行した	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身分証明書    ・社員証    ・船員手帳</li> <li>・海技免状    ・狩猟    ・空気銃所持許可証</li> <li>・宅地建物取引主任者証    ・電気工事士免状</li> <li>・無線従事者免許証</li> <li>・認定電気工事従事者認定証</li> <li>・特種電気工事資格者認定証</li> <li>・耐空検査員の証    ・航空従事者技能証明書</li> <li>・運航管理者技能検定合格証明書</li> <li>・動力車操縦者運転免許証</li> <li>・教習資格認定証</li> <li>・警備員に関する検定の合格証</li> <li>・その他、資格証明書</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦病者手帳、その他官公署から発行または発給をされた本人の写真のある書類</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法の規定により個人番号を扱う者が発行した書類であって、識別符号または暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された（1）氏名（2）生年月日または住所の2つともが認識できるもので、提示時において有効なもの</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市から送付される申告書で、                      (1)氏名 (2)生年月日または住所の2つともが事前に印字されているもの                      （ただし、本市に対して当該申告をする場合に限る。）</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、本市が、                      (1)氏名 (2)生年月日または住所の2つともを印字した上で本人に交付または送付した書類で、本市に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類</li> </ul>		

<ul style="list-style-type: none"> <li>手書き申告書等に添付された未記入の申告書で、 (1)氏名 (2)生年月日または住所 の2つともが事前に印字されているもの (ただし、本市に対して当該申告をする場合に限る。)</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他、本市が、 (1)氏名 (2)生年月日または住所 の2つともを印字した上で本人に交付または送付した書類で、 本市に対して申告書または申請書等と併せて提示または提出する場合の当該書類</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>公的医療保険の被保険者証 ・ 年金手帳 ・ 児童扶養手当証書 ・ 特別児童扶養手当証書</li> </ul>			
下記の書類を2つ以上			
上記が困難と認められる場合	写真なしの	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生証</li> <li>身分証明書 ・ 社員証</li> <li>生活保護受給者証</li> <li>恩給等の証書</li> <li>その他、資格証明書</li> </ul>	(1)氏名 (2)生年月日または住所 の2つとも記載があり、 提示時において有効なもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方税の領収証書</li> <li>国税の領収証書</li> <li>社会保険料の領収証書</li> <li>公共料金の領収証書</li> <li>納税証明書</li> </ul>		(1)氏名 (2)生年月日または住所 (3)領収日の押印または発行年月日 (提示時において領収日付または発行年月日が6か月以内のもの) の3つとも記載があるもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑登録証明書</li> <li>戸籍の附票の写し(謄本または抄本も可)</li> <li>住民票の写し</li> <li>住民票記録事項証明書</li> <li>母子健康手帳</li> <li>その他官公署から発行または発給をされた写真なしの書類</li> </ul>		(1)氏名 (2)生年月日または住所 の2つとも記載があり、 提示時において有効なもの または発行もしくは発給された日から6か月以内のもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収税額通知書 (給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書)</li> <li>退職所得の特別徴収票</li> <li>納税通知書</li> <li>源泉徴収票 (給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票)</li> <li>支払通知書 (配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式等の支払通知書)</li> <li>特定口座年間取引報告書</li> <li>その他、租税に関する法律または地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて、番号法の規定により個人番号を扱う者が本人に対して交付した書類</li> </ul>		(1)氏名 (2)生年月日または住所 の2つとも記載があるもの

※郵送による提出の場合については、原本またはコピーを提出してください。提出されたものは、返却しませんので、提出者が原本を必要とする場合はコピーを提出してください。

※税務関係証明書等の申請の際は、身元確認書類について一部取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

※上記、表中の「番号法」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」のことです。

**2 - 1. 代理人が窓口で提出する場合で、代理人が個人の場合**

**(1) 本人の番号確認書類**

本人のもので、下表のうちいずれか1つをご用意ください。  
原則としてその場で返却いたしますので、原本またはコピーをご提示ください。

1. 本人が提出する場合 の (1) 番号確認書類 と同じ
-------------------------------

**(2) 代理権の確認書類**

下表のうちいずれか1つをご用意ください。  
原則としてその場で返却いたしますので、原本をご提示ください。  
ただし委任状は、返却を求められた場合に返却いたします。

代理人が法定代理人の場合	・ 戸籍謄本その他その資格を証明する書類		
代理人が任意代理人の場合	・ 委任状		
上記が困難と認められる場合（代理人が税理士の場合不可）	・ 本人の (1)署名 (2)押印 ・ 代理人の (3)氏名 (4)生年月日または住所 (5)押印 の5つともがあるもの		
	・ 本人の個人番号カード ・ 本人の旅券	・ 本人の運転免許証 ・ 本人の健康保険証	(1)氏名 (2)生年月日または住所の2つとも記載があり、提示時において有効なもの
	その他、官公署または番号法の規定により個人番号を扱う者から本人に対し一に限り発行または発給された書類、またはこれに類する書類		

**(3) 代理人の身元確認書類**

代理人のもので、下表のうちいずれか1つをご用意ください。  
原則としてその場で返却いたしますので、原本をご提示ください。

・ 個人番号カード（表面） ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券 ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ 税理士証票で、提示時において有効なもの			
写真付きの	・ 学生証  法人または官公署が発行した	・ 身分証明書 ・ 社員証 ・ 船員手帳 ・ 海技免状 ・ 狩猟・空気銃所持許可証 ・ 宅地建物取引主任者証 ・ 電気工事士免状 ・ 無線従事者免許証 ・ 認定電気工事従事者認定証 ・ 特種電気工事資格者認定証 ・ 耐空検査員の証 ・ 航空従事者技能証明書 ・ 運航管理者技能検定合格証明書 ・ 動力車操縦者運転免許証 ・ 教習資格認定証 ・ 警備員に関する検定の合格証 ・ その他、資格証明書	(1)氏名 (2)生年月日または住所の2つとも記載があり、提示時において有効なもの
	・ 戦病者手帳、その他官公署から発行または発給をされた代理人の写真のある書類		
・ 番号法の規定により個人番号を扱う者が発行した書類であって、識別符号または暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された (1)氏名 (2)生年月日または住所 の2つともが認識できるもので、提示時において有効なもの			

上記が困難と認められる場合	下記の書類を2つ以上			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的医療保険の被保険者証</li> <li>・ 年金手帳</li> <li>・ 児童扶養手当証書</li> <li>・ 特別児童扶養手当証書</li> </ul>			
	写真なしの	・ 学生証		(1) 氏名 (2) 生年月日または住所の2つとも記載があり、提示時において有効なもの
		法人または官公署が発行した	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身分証明書</li> <li>・ 社員証</li> <li>・ 生活保護受給者証</li> <li>・ 恩給等の証書</li> <li>・ その他、資格証明書</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税の領収証書</li> <li>・ 国税の領収証書</li> <li>・ 社会保険料の領収証書</li> <li>・ 公共料金の領収証書</li> <li>・ 納税証明書</li> </ul>			(1) 氏名 (2) 生年月日または住所 (3) 領収日の押印または発行年月日（提示時において領収日付または発行年月日が6か月以内のもの）の3つとも記載があるもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印鑑登録証明書</li> <li>・ 戸籍の附票の写し（謄本または抄本も可）</li> <li>・ 住民票の写し</li> <li>・ 住民票記録事項証明書</li> <li>・ 母子健康手帳</li> <li>・ その他官公署から発行または発給をされた写真なしの書類</li> </ul>			(1) 氏名 (2) 生年月日または住所の2つとも記載があり、提示時において有効なものまたは発行もしくは発給された日から6か月以内のもの	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別徴収税額通知書 （給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書）</li> <li>・ 退職所得の特別徴収票</li> <li>・ 納税通知書</li> <li>・ 源泉徴収票 （給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票）</li> <li>・ 支払通知書 （配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式等の支払通知書）</li> <li>・ 特定口座年間取引報告書</li> <li>その他、租税に関する法律または地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて、番号法の規定により個人番号を扱う者が本人に対して交付した書類</li> </ul>			(1) 氏名 (2) 生年月日または住所の2つとも記載があるもの	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士または弁護士法人が税理士業務を行う際に国税局に提出する書面 （代理人が当該弁護士である場合）</li> </ul>				

※郵送による提出の場合については、原本またはコピーを提出してください。提出されたものは、返却しませんので、提出者が原本を必要とする場合はコピーを提出してください。

※税務関係証明書等の申請の際は、身元確認書類について一部取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

※上記、表中の「番号法」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」のことです。

## 2-2. 代理人が窓口で提出する場合で、代理人が法人のとき

### (1) 本人の番号確認書類

本人のもので、下表のうちいずれか1つをご用意ください。  
原則としてその場で返却いたしますので、原本またはコピーをご提示ください。

1. 本人が提出する場合 の (1) 番号確認書類 と同じ

### (2) 代理権の確認書類

下表のうちいずれか1つをご用意ください。  
原則としてその場で返却いたしますので、原本をご提示ください。  
ただし委任状は、返却を求められた場合に返却いたします。

2-1. (2) であって、当該法人の  
(1) 商号または名称  
(2) 本店または主たる事務所の所在地  
の2つともが記載されたもの

### (3) 代理人の身元確認書類

下記ア.イ.をご用意ください。

#### ア. 当該法人が実在することが証明できるもの

下表のうちいずれか1つをご用意ください。  
原則としてその場で返却いたしますので、原本をご提示ください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記事項証明書 (登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む)</li> <li>・ 印鑑登録証明書</li> <li>・ その他の官公署から発行または発給された書類、その他これに類する書類 (人格のない社団など登記されていない団体の定款や規約、会員名簿の写しは該当しない)</li> </ul>	<p>当該法人の</p> <p>(1) 商号または名称 (2) 本店または主たる事務所の所在地 の2つとも記載があり、 提示時において有効なもの または発行もしくは発給された日から6か月以内のもの</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税の領収証書</li> <li>・ 国税の領収証書</li> <li>・ 社会保険料の領収証書</li> <li>・ 公共料金の領収証書</li> <li>・ 納税証明書</li> </ul>	<p>当該法人の</p> <p>(1) 商号または名称 (2) 本店または主たる事務所の所在地 (3) 領収日の押印または発行年月日 (提示時において領収日付または発行年月日が6か月以内のもの) の3つとも記載があるもの</p>

#### イ. 現に個人番号の提供を行う者が、当該法人に所属する者であることが証明できるもの

下表のうちいずれか1つをご用意ください。  
原則としてその場で返却いたしますので、原本をご提示ください。

- ・ 社員証
- ・ 法人の従業員である旨の証明書
- ・ その他、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類

※郵送による提出の場合については、原本またはコピーを提出してください。提出されたものは、返却しませんので、提出者が原本を必要とする場合はコピーを提出してください。  
※税務関係証明等の申請の際は、身元確認書類について一部取り扱いが異なりますので、ご注意ください。  
※上記、表中の「番号法」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」のことです。

神戸市行財政局主税部  
平成28年1月